

令和5年第1回大衡村議会定例会会議録 第3号

---

令和5年3月10日（金曜日） 午前10時30分開会

---

出席議員（11名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹	7番 文屋 裕男
8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一	10番 佐々木金彌
11番 佐藤 貢	12番 細川 運一	

---

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	金刺 隆司	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	教 育 次 長 兼 指 導 主 事	岩渕 克洋
学 校 教 育 課 長	森田祐美子	社 会 教 育 課 長	大沼 善昭
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠 緋沙子 次長 小原 昭子

---

議事日程（第3号）

令和5年3月10日（金曜日）午前10時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第27号 令和5年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 3 議案第28号 令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めること

について

- 第 4 議案第 29 号 令和 5 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 第 5 議案第 30 号 令和 5 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 6 議案第 31 号 令和 5 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
- 第 7 議案第 32 号 令和 5 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第 8 議案第 33 号 令和 5 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
- 第 9 議案第 34 号 大衡村多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）に同じ

---

午後 10 時 30 分 開 会

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は 11 名であります。

定足数に達しますので、これより令和 5 年第 1 回大衡村議会定例会第 10 日目の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、9 番 遠藤昌一君、10 番 佐々木金彌君を指名いたします。

---

日程第 2 議案第 27 号 令和 5 年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第 3 議案第 28 号 令和 5 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第 4 議案第 29 号 令和 5 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第5 議案第30号 令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第6 議案第31号 令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて

日程第7 議案第32号 令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第8 議案第33号 令和5年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

議長（細川運一君） お諮りをいたします。日程第2、議案第27号令和5年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第3、議案第28号令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第4、議案第29号令和5年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、日程第5、議案第30号令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第6、議案第31号令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、日程第7、議案第32号令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第8、議案第33号令和5年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、以上の7件は、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第27号から日程第8、議案第33号までの7件は一括議題といたします。

ここで、予算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。予算審査特別委員長石川敏君、報告願います。

予算審査特別委員長（石川 敏君） 予算審査特別委員会の審査結果を報告します。

議案第27号令和5年度大衡村一般会計予算を定めることについてから議案第33号令和5年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてまで7件の議案審査については、3月2日に予算審査特別委員会が設置され、その審査が付託されました。予算審査特別委員会は3月6日、7日、8日に関係課ごとに予算の審査が行われ、本日は総括質疑及び採決を行いました。各委員並びに執行部のご協力によりまして、予定どおり期限の本日まで各種会計予算審査が終了したところであります。

審査の結果につきましては、令和5年度大衡村一般会計予算をはじめ7件の予算については、報告書のとおり全て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

議長（細川運一君） これより予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

議長（細川運一君） 質疑なしと認めます。これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

日程第2、議案第27号令和5年度大衡村一般会計予算を定めることについて、討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり。）討論なしと認めます。

これで討論を省略し、これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立全員と認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第28号令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、採決いたします。

なお、本案から、日程第8、議案第33号令和5年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてまでを簡易採決により行います。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第29号令和5年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第30号令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めるこ

とについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第31号令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第32号令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第33号令和5年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

第 9 議案第34号 大衡村多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第34号大衡村多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おはようございます。議案第34号別紙でご説明申し上げます。追加議案書の2ページご覧いただきたいと思います。説明は合わせまして新旧対照表でご説明申し上げますので1ページご覧いただきたいと思います。大衡村多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。今般の改正理由は、地方自治法の規定による行政財産の貸付にかかる条文を追加するもので合わせて施設の管理は指定管理者に行わせることとしておりますが、多目的施設改修以来、村直営で管理しているため指定管理者の文言を村長に改めるものです。改正内容をご説明いたしますので新旧対照表1ページご覧いただきたいと思います。第3条の改正は見出し及び条文中の指定管理者を村長に改めるものです。第4条から次のページ第6条までは指定管理者が行う業務管理の基準、指定の手続きに関する規定のため削除するものです。第7条から次のページ第12条までは指定管理者を村長に改めるとともに3条ずつ繰り上げるものです。第10条につきましては地方自治法第238条の4第2項第4号に行政財産に係る規定がありますのでその規定を適用する行政財産の貸付に係る規定を追加するもので、貸付に関する手続きにつきましては財務規則を準用するものです。第13条は第11条に繰り上げるものです。議案書に戻っていただきまして、附則です。この条例は公布の日から施行するものです。なお、この件に関しましては現在、書道教室を運営されている方から条例改正後の話として借り受け希望があるものでございます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 条例改正の件ですけれども今書道教室のお話出たようですが現行の条例で今まで不備がなかったものなのか。そして、そのことだけが要因として条例改正に至ったのかその辺伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） これまで多目的施設の条例に関しましては条文の中に使用許可が半日でありますとか1日の使用申込に対して許可するという条文しかございませんでした。条例の目的に教育及び福祉の向上と目的にありますので、その目的を達成するため長期的に貸し付けする場合の規定がございませんでしたので今般、自治法の規定を適

用いたしまして条文を追加することとしたものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 指定管理者の管理で行えないっていう判断なんですか。っていうのと今まで指定管理者側にお願いしたところを村長でやるというふうな条文に改正される訳ですよ。その大きな要因は長期に貸し付けるって部分1点なんですか。

議長（細川運一君） 企画財政課長

企画財政課長（残間文広君） はい。まず第1点目の指定管理者につきましては施設を開所するにあたって当初条例制定の際は指定管理者として村のシルバー人材センターを想定して制定したものでございます。その中でシルバー人材センターのほうにも指定管理者として打診をしたところ、人材センター立ち上げ間もなくでございますので、指定管理まで手が回らないというようなことで、きておりました。そのような中で指定管理者に行わせるとありますけれども、やむなく村直営でこれまで管理してきたものでございます。貸し付けに関しましては、使用許可と合わせまして長期的な貸付の条文がございませんでしたので今後そのような事案が出てくればということも想定いたしまして今般、条文を追加するものでございます。

議長（細川運一君） 他に質疑ございませんか。質疑がないようです。討論を省略し、直ちに採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声。）

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会を宣言する前に萩原村長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。村長。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 議員の皆様には今議会で上程いたしました全議案についてお認めいただきました。誠にありがとうございます。議会最終日でお疲れのところ貴重な時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。私は皆様、既にご承知のとおり来る4月25日をもって村長職を退任いたします。つきましてはこの場をお借りしまして一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。2期8年長いようで短く、光陰矢の如しという言葉がありますけれども本当にその感をいたしているところであります。思い起こせば8年前の村長就任時は前村長辞任と議会解散など大衡村として最大の危機の時期であったと思います。この村の負のイメージをいかに早く脱却するか、また早く回復させたいとい

う1年でありました。まず私はガラス張りの行政を目指しました。ガラス張りの行政とはいろいろ解釈があろうかと思いますが村民や世間に対してと役場職員に対しての2つの意味がございました。村民や世間に対しては私が就任以前、大衡村は不透明な村政執行が続いているのではないかというご指摘を受ける背景が多々あったと思います。このような疑惑の払拭及び世間からの信頼を取り戻すため、透明性の高い村政運営を確立し努力してきたところであります。また、役場職員に対しては、私が村長に就任する以前はトップダウン型のマネジメント方式を取っていたという背景がありました。トップダウンももちろん良い面もあるわけですが行き過ぎると職員達は言われたことはやるけれども自分のアイデアを考えたり表現、実現したりすることができなくなっているというケースが多くなってしまいます。職員同士が議論し活発なアイデアを出し、それを実現できるような環境が必要だと思いこのスローガンを掲げました。ことあるたびに自分が村長になったつもりで事業運営を考えなさいと職員に対して言い続けてまいりました。その結果、入庁間もない職員が課長会議の場で新規事業のプレゼンを行うまでになったのであり確実に職員の意識が変わっていることを肌で実感したのであります。政策的には積極的な企業誘致、定住支援、子育て支援など実行させていただきました。特に子育て支援においては今国で進めている子育て支援策に先んじて出生時と小・中学校入学時に助成する制度を実行いたしました。また、学校給食費無償化についても県内自治体に先んじて実施いたしました。いずれも今全国の市町村が行う以前から実行していた政策であります。おかげ様で公約のほとんどが達成できました。これもひとえに村民皆様のご理解と多大なるご協力、そして関係機関のご指導とご支援、そして何よりも二元代表制を通して主権者である村民の意思による自治体運営に組長も議会も直接責任を持つ共同責任を果たした結果によるものでございます。改めて議員の皆様の高い見地からの判断と対応をもって議決機関として議決権を果たしたことで政策、まちづくりが進行して今日の大衡村ができたものと思っております。改めて心から感謝を申し上げる次第であります。住民との懇談会や区長との懇談会、タブレット議会等民主的な議会運営にご尽力されました細川議長を始め議員各位に感謝と敬意を表示する次第であります。議会と執行機関は車の両輪の如くとよく言われますが議会と組長が緊張と抑制、さらに均衡関係が保たれながら、ともに切磋琢磨して住民の期待と信頼に応えるべく努力してきたことが発展性のある村大衡を構築してきたものと確信しております。人口減少と高齢化、カーボンニュートラル、デジタル社会の対応と多くの行政課題が山積する今日であ



りますがポテンシャルの高い大衡が今後さらなる発展を切に願いながら今日までいただきました皆様方からのご指導とご鞭撻に改めて感謝を申し上げ、大衡村議会のますますのご発展と皆様のご健勝をご祈念申し上げながら御礼の挨拶とさせていただきます。さらに退任後は立場は変わりますが引き続き一村民として新しい村政に協力してまいりたいと思っているところであります。大変長い間皆さま方にはお世話になりましたことを厚く御礼を申し上げて最後の退任のあいさつに代えさせていただきます。どうも本日までありがとうございます。

〔拍手〕

議長（細川運一君） 本定例会は任期満了前の最後の議会であります。大衡村議会先例集第16条に基づき議会の閉会にあたり議会の閉会にあたりご挨拶を申し上げます。萩原村長におかれましては2期8年間にわたり大衡村の発展と住民福祉向上のためご尽力いただきましたこと心から感謝と御礼を申し上げます。これからも健康に留意され大衡村の発展のためご支援、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。また、今年度をもって退任される岩淵次長に対しましても敬意と感謝を申し上げます。議会の委員会や本会議においても発言する中で大衡村への子供達への深い愛情を感じさせていただきました。これからも宮城の未来を担う子供達のためにご活躍されることを議会議員一同、心からお祈りを申し上げます。議場において皆様方と顔を合わせることも本日をもって最後になると思います。議員の皆さん議会事務局、萩原村長をはじめとする村当局のご協力のもとで議会運営ができましたこと心から御礼を申し上げます。大衡村の更なる発展のために決意を新たにされている議員の方々のご奮闘と行政サービスの向上に日々努力をされている職員の方々の益々のご活躍を祈念し一言のご挨拶とさせていただきます。閉会をする前に岩淵次長より一言いただきたいというふうに思います。岩淵次長。

教育次長兼指導主事（岩淵克洋君） 大変お忙しい中貴重な時間の中発言の機会をいただきました。大変ありがとうございます。大衡村にまいりまして3年の月日が経ちました。本日に議員の皆様には多大なるご支援をいただいたことに心から感謝申し上げます。3年前大衡村に来た際には3月上旬から始まりました新型コロナウイルス感染症予防措置のために学校のほうは臨時休校、臨時休校、その後も何度か休校が延長されまして大衡村の小中学校がスタートしたのは6月でした。入学式が6月1日。この3年間の中で学校現場におきましては新しい学習指導要領がスタートして本来であれば、キーワードのひとつ社会に開かれた学校というところが本当は大事なところだったんですが、なかなか感染症予

防ということもあり進まなかったなというところすごく感じているところです。そういう中で何ができるのかな、そんな思いでおりましたができたことよりもできなかったことが多かった3年間だったなということで、すごく反省している部分多々あります。そういう中で所管事業であったりとか新しく何かをする時議員の皆様から様々な視点これをする時はこういうことも必要なのではないか、こういうことはどうなのか沢山の示唆をいただきました。本当に何かをする時、何かを実践する時、多面的、多角的に考えて先を見て行うこと、本当に大事なんだということを改めて感じさせられた3年間だったと思います。任期の方がこの3月で終了ということになります。ただいま細川議長からもお話頂きましたが、また学校の方に戻ることになると思います。大衡村でやり残したこと、できなかったこと次のステージでしっかりやればなというふうに感じております。大衡村に来て感じたこと本当に様々な施策、教育、子育てですごく手厚いなということを実感しております。そういう土台でさらに大衡村今後、子供達が笑顔、学校や地域、社会に活気が出てくる、ますます発展していくことだと確信しております。本当にこの3年間ありがとうございました。

〔拍手〕

---

以上をもちまして令和5年第1回大衡村議会定例会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

午前11時00分 閉 会

---